

日本国環境省とアジア開発銀行の間の  
環境協力に関する覚書  
(仮訳)

本覚書は、2014年6月25日に日本国環境省（所在地：日本国東京都千代田区霞が関1-2-2）とアジア開発銀行（所在地：フィリピン国マニラ首都圏マンダルヨン市ADB通り6）の間で代表者である環境大臣と総裁により署名された。

以下、日本国環境省とアジア開発銀行は、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。

前文

両者は、

環境的に持続可能な開発のための協力を促進する上で共通の利益を考慮し、

現在及び将来の世代のための環境保全・改善の重要性に留意し、

効果的な環境保護は世界的な協力・協調・努力を必要とすること、及び、環境を保護するための行動は地域・国・地方レベルで行われるべきであることを認識し、

両者の連携の強化により、両組織の能力が向上し、両組織の有する資源の利用効率・効果が高まることを認識し、

アジア太平洋地域の環境的に持続可能な開発の促進に協力して取り組み、その目的のため、以下の合意で一致した。

A. 目的

- 1 本覚書の目的は、総じて、環境分野における相互協力を強化・促進・発展させることである。

## B. 協力分野

- 2 両者は、以下の環境保護・改善に関するあらゆる分野で相互に協力しうる。
- (i) 気候変動緩和及び適応
  - (ii) 生物多様性の保全と持続可能な利用
  - (iii) 化学物質管理
  - (iv) 大気環境管理
  - (v) 廃水管理
  - (vi) 廃棄物管理
  - (vii) 環境的に持続可能な都市
  - (viii) 両者により承認された上記以外の環境保護・改善の分野

## C. 協力形態

- 3 両者の協力は、以下の形態をとりうる。
- (i) 二国間クレジット制度日本基金の効果的な実施のための協力（二国間クレジット制度日本基金の設立のための理事会文書に別紙として添付された書簡を参照）
  - (ii) 地域における知識ネットワーク及び環境関連組織に対する支援（アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）、クリーン・エア・アジア（CAA）、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）等）
  - (iii) 能力と人材の開発に関連する知識交流及び活動に対する支援（持続可能な開発と気候変動に関するアジア・リーダーシップ・プログラム等）
  - (iv) 環境及び持続可能な開発に関するイベント、セミナー、ワークショップ、トレーニングへの日本国環境省及びアジア開発銀行からの専門家の相互参加
- 4 日本国環境省は、本覚書の下での専門知識や他の支援を、日本国環境省、関連組織及び民間企業を通じて提供する。

## D. 協議及び窓口

- 5 両者は、定期的な協議が両者の協力活動の計画、実施及び成果を確認するために重要であることを認識する。両者は必要な場合（少なくとも年1回）、定期的に協議を行い、成果・課題・機会・懸案事項について議論する。

- 6 両者は、本覚書の実施を円滑にするために窓口を指名する。日本国環境省の窓口は地球環境局国際連携課国際協力室長とする。アジア開発銀行の窓口は地域・持続可能開発局環境・セーフガード課長とする。

#### **E. 知的財産権**

- 7 両者は、互いの知的財産権を保護し、尊重することの重要性を認識する。本覚書は、一方による明示的又は黙示的な使用許可、権利放棄又は他の権利については、いかなるものも他方のみが所有する知的財産にまで拡大適用されない。
- 8 全ての共同出版物は、両者により別に制定された文書に従う。
- 9 全ての知識共有の共同著作物に関する知的財産権は、両者により共有され、一方は他方の貢献の適切な確認の下で個別に著作物を使用又は複製できる。
- 10 両者は、本覚書及び本覚書の下で実施される活動に関する情報を両者の関連規則に従い、公表しうる。

#### **F. 位置づけ**

- 11 本覚書は、両者間の法的拘束力のある義務を発生させ、又は、発生させることを意図するものとはみなされない。
- 12 両者は、本覚書のいかなる内容も各々の業務及び運営に関連した意思決定プロセスに干渉しないことを認識する。

#### **G. 紛争解決**

- 13 本覚書の解釈又は履行から生じる両者間の紛争は、両者の間での協議又は交渉を通じて友好的に解決される。

#### **H. 変更**

- 14 本覚書は相互の書面による同意を通じ、随時変更できる。

## I. 開始、期間及び終了

- 15 本覚書は、覚書の署名日から開始し、3年間継続する。
- 16 本覚書は、両者の相互の同意により自動的に延長され、又は、終了予定日の少なくとも6ヶ月前までに一方が書面による通知をすることにより、随時終了できる。本覚書が終了した際でも、進行中のプロジェクト又は活動については、それらが終了するまで何ら影響を与えるものではない。
- 17 両者は、本覚書を将来の協力の基礎として用いるものとする。両者は、必要があれば、本覚書に基づき、両者が共同で実施した活動に対する別の文書を作成することを決定する。

## J. 雑則

- 18 本覚書のどの項目も、アジア開発銀行設立協定第50条に規定される、あらゆる形式の訴訟手続からのアジア開発銀行の免責等、アジア開発銀行が有する特権・免除・免責の権利放棄を意図したものではなく、そのように解釈されるべきではない。

以上は、本覚書で示された事項について両者で達した認識を表している。

2014年6月25日に東京で、英語による本覚書に署名した。

日本国環境省

アジア開発銀行

石原 伸晃  
環境大臣

中尾 武彦  
総裁